

第三期宮城県ニホンザル保護管理計画の概要について

1 目的

「人とサルとの良好な関係」の再構築に向けて、平成17年度に「宮城県ニホンザル保護管理計画」（以下「第一期計画」という。）を、また、平成19年度に「第二期宮城県ニホンザル保護管理計画」を策定し、県及び対象市町は保護管理事業を実施してきた。

しかし、依然として被害が発生していることや個体数が年々増加しており、新たに被害が発生した地域もあり、保護管理事業を継続する必要があることから第三期宮城県ニホンザル保護管理計画（以下、「第三期計画」という。）を策定する。

2 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

3 計画期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4ヵ年

4 計画対象区域

県内でニホンザルの生息する9市町

仙台市、白石市、大崎市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、加美町、角田市、山元町

5 保護管理の現状

県内には、7つのポピュレーションに41群が生息している。

6 保護管理の目標

(1) 基本的な考え方

「良好な関係」を構築するため、具体的な目標を関係者合意の下で設定し、達成を図ることとする。

(2) 数の調整に関する事項

個体数調整は、対象区域市町が策定する実施計画書に基づき実施するものとする。また、計画対象区域外の市町村においては、有害鳥獣捕獲により行うものとする。

(3) ポピュレーション管理に関する目標

複数市町に跨って生息する場合は、検討会を実施し、関係市町が連携し対策を講じるものとする。

(4) 被害の防除に関する目標

農作物被害は、過去3カ年の平均を上回らないようにすることを目標とする。

(5) 生息地の保護及び整備に関する目標

関係機関と調整しつつニホンザルが生息できる山地の整備及び里山の管理を進めることを目標とする。

7 計画の実施、普及啓発

県、市町村、農業者、地域住民、狩猟者団体等の実施主体が、それぞれの役割に応じて事業を実施し、NPO団体や個人ボランティアの協力も得られるよう努める。また、県は、地方振興事務所単位で実施計画の検討及び市町村間の調整を行うとともに、追い上げ技術の指導、農作物被害防除や農地管理技術の指導・支援、被害対策組織の体制整備等に努める。

※ 「良好な関係」とは、人とサルとが一定の距離を保ち、サルは農作物に依存せず、奥山に入らなければ簡単に見ることのできない存在として、両者が一定の緊張感を維持している状況をいう。